

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 経済産業統計政策調査等委託費	72 (69)	48 (44)	46	平成22年度		「経済センサス後の大規模構造統計のあり方」や「企業活動に関する統計の体系化」等、基本計画の中の「今後5年間に講ずべき具体的施策」等で示された諸課題への対応について、検討を行う上での基礎資料とするため、専門的知見を有する民間の研究機関等への委託による調査・研究を行う。	-	0006
2 工業動態統計委託費	140 (135)	131 (114)	147	昭和23年度		経済産業省生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、調査対象品目を生産する事業者のうち、全数若しくはあらかじめ指定した一定数以上の従事者を有する事業所を調査対象として、毎月、生産、出荷、在庫等の調査を実施。このうち、都道府県に対しては、法定受託事務として、統計調査員や郵送及びオンラインによる調査を委託。	-	0007
3 中小商業等統計調査委託費	308 (302)	317 (314)	560	昭和27年度		本事業においては以下の3統計調査を実施。いずれも統計法に基づく基幹統計調査である。 これら3調査のうち、都道府県等に対しては法定受託事務として、統計調査員や郵送及びオンラインによる調査を委託。 【商業統計調査】 我が国の卸売・小売事業所を対象とし、従業者数、年間販売額、売場面積等に関する調査を実施。 【特定サービス産業実態調査】 経済産業省所管のサービス産業（以下「特定サービス産業」という。）に属する全国の事業所及び企業を対象とし、従業者数、売上高等に関する調査を実施。 【商業動態統計調査】 全国の卸売・小売業に属する事業所及び企業のうち、あらかじめ指定した事業所及び一定数以上の従業者を有する事業所、売場面積を有する事業所等を対象とし、毎月の販売額等に関する調査を実施。	-	0008
4 中小工業等統計調査委託費	72 (70)	840 (832)	794	明治42年度		【工業統計調査】 統計法に基づく基幹統計調査であり、全国の製造業に属する事業所を対象に従業者数、製造品出荷額等に関する調査を実施。 このうち、都道府県等に対しては、法定受託事務として、統計調査員による調査を委託。	-	0009
5 公共サービス改革法に基づく経済産業省企業活動基本調査	102 (102)	137 (110)	110	平成4年度		経済産業省が調査内容を企画（調査票の作成等）し、「調査票等関係書類の印刷・発送、調査票の回収、未回収企業に対する督促、調査票の審査、集計、調査報告書の作成」に係る業務を民間企業に委託し、業務の報告結果を受け、経済産業省が公表する。 なお、本調査は統計法に基づく基幹統計調査である。	-	0011
6 平成24年海外事業活動基本調査	29 (24)	29 (28)	44	昭和46年度		経済産業省が調査内容を企画（調査票の作成等）し、「調査票等関係書類の印刷・発送、調査票の回収、未回収企業に対する督促、調査票の審査、集計、調査報告書の作成」に係る業務を民間企業に委託し、業務の報告結果を受け、経済産業省が公表する。	-	0012
7 平成24年情報通信業基本調査	62 (56)	62 (58)	62	平成22年度		経済産業省が調査内容を企画（調査票の作成等）し、「調査票等関係書類の印刷・発送、調査票の回収、未回収企業に対する督促、調査票の審査、集計、調査報告書の作成」に係る業務を民間企業に委託し、業務の報告結果を受け、経済産業省が公表する。	-	0013
8 事務費(組織:経済産業局)	122 (99)	116 (95)	115	-		組織経済産業局に計上している施策を実施するための事務費	-	0632